

「新保険法」は
2009年10月1日より正式に施行されま
す。

新『保険法』の3つの特徴

- 1．被保険者利益の保護を明示
- 2．リスクマネジメントの強化を明示
- 3．保険サービス分野の拡大と保険会社の
コンプライアンスへの更なる要求を明示。

新保険法はどのようにお客様の利益
を保護するのですか？



下記4点は消費者利益の保護に関連するものです

1. 保険契約時、どんな事を知る権利があります？

旧規定

保険会社は
保険者に保
険契約を説
明するべき

改定後

新『保険法』

保険会社は全ての契約内容について説明を行う。
保険会社は契約書に約款内容を付属し、また、説明も行う。
保険会社は「保険会社の免責」関連事項を明確に説明する。
説明を怠った場合は、当該約款は無効となる。



2. 事故発生後、適時に保険会社に知らせなかった場合、
保険会社はどのように保険金を支払いますか？

旧規定

新『保険法』

関連規定無し

改定後

故意や重大過失で適時に保険会社に事故の発生を知らせなかったことで、保険会社が損害度合いの確認ができなくなる場合、確認できない部分に対する保険金の支払いはできない。
但し、保険会社がその他のルート（例えば：マスコミや政府からの公布物等）で適時に事故の情報得た場合を除く。

3. 保険をかけた倉庫を他会社に譲渡しました。
保険会社に通知する必要がありますか？

旧規定

新『保険法』

保険会社の
同意が必要

改定後

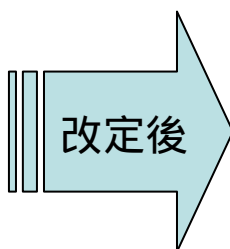
「危険レベル」が著しく増加しない場合は、保険会社に通知するだけでよい。
「危険レベル」が著しく増加する場合、保険会社は30日以内に必（保険料を増やす或は契約解除等）判断をする。

4. 保険会社は何日以内に保険金を支払うべきですか？



旧規定

保険会社は保険金請求を受領後、適時に査定を行い、結果を通知する。



新『保険法』

保険会社は保険金請求を受領後、適時に査定を完了するべき。

複雑な案件である場合：

必ず30日間以内に査定を完了する。

保険責任に該当しない場合：

必ず査定完了後3日以内に賠償拒否通知書を提出し理由の説明を行う。

利用上のご注意：

- 1、本資料はあくまでもお客様のご参考までに一般的な法律情報を提供するものであり、法的拘束力や当情報に基づく判断、行動されるお客様の利害に対して、当社は一切の責任を負いません。
- 2、本資料は関連情報及び各方面の評価を収集・分析し取り纏めた内容を個人や非商業の利用を前提に提供しており、著作権に係る一切の権利は、情報元に帰属し、許可なしに他目的での利用は禁止いたします。